次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

きらり健康生活協同組合

きらり健康生活協同組合では、職員が仕事と家庭を両立しながら働き続けられる職場づくりを進めるため、次のとおり一般事業主行動計画を策定しました。

【計画期間】 2026 年 4 月 1 日 ～ 2029 年 3 月 31 日 までの 3 年間

目標- 1	計画期間中に男性育児休業取得者 1 名以上とする （次）

＜取組内容＞

・2026 年 4 月～　配偶者出産時の管理者面談を必須化
・　　〃　　～　男性育休制度の説明資料を刷新し、全職員へ周知
・2027 年 4 月～　管理職向け「男性育休マネジメント研修」の実施
・　　〃　　～　取得事例の紹介（イントラネット等）

目標-2	管理職に占める女性割合を現状（55.3%）以上に維持する （女）

・2026 年 4 月～　女性職員の教育訓練・スキル取得の機会確保と支援
・2027 年 4 月～　女性管理職比率を維持・向上するための女性職員のキャリア相談実施
・　　〃　　～　女性の中途採用や職種転換の機会と相談体制の整備

目標-3	フルタイム職員の所定外労働時間を月平均 8 時間以下とする （次・女）

・2026 年 4 月～　管理職による所定外労働時間を月次モニタリングと業務調整を実施
・　　〃　　～　所定外労働の事前申請・事後確認を徹底と強化
・　　〃　　～　年次有給休暇の計画的取得促進による繁忙期の残業抑制

目標-4	地域の子育て支援活動へ参加する （次）

・2026 年 4 月～　地域の子育て支援事業（こども食堂、子育てサロン、健康相談会等）への協力
・　　〃　　～　組合員向け子育てイベントへの職員参加
・　　〃　　～　子育て支援に関する情報提供（ホームページ・LINE・広報誌）

以上